


第 1 回口頭弁論調書 (判決)		裁判官 認 印	
事 件 の 表 示	平成20年(ハ)第1124号		
期 日	平成20年4月15日 午前10時00分		
場所・公開の有無	札幌簡易裁判所法廷で公開		
裁 判 官	増 田 輝 夫	裁判所書記官	立 谷 彰 子
出頭した当事者等	当事者の表示記載のとおり		

弁 論 の 要 領 等

原 告

訴状陳述

証拠関係別紙のとおり

裁 判 官

- 1 弁論終結
- 2 主文及び理由の要旨を告げて判決言渡

当 事 者 の 表 示

[Redacted]

原 告 [Redacted] (出頭)

訴訟代理人司法書士 坂 東 守 (出頭)

住居所不明

[Redacted]

被 告 [Redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、別紙自動車目録記載の自動車について、移転登録手続をせよ。
- 2 被告は、原告に対し、別紙自動車目録記載の自動車について、自動車検査証の所有権変更記入申請手続をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

請 求 の 表 示

別紙請求の趣旨及び原因記載のとおり

理 由 の 要 旨

請求原因事実(原告の言い分)は、証拠によって認められる。なお、仮執行宣言については、相当でないのでこれを付さない。

これは謄本である
平成 27年 3月 12日

札幌簡易裁判所

裁判所書記官 本田 浩 二



裁判所書記官

立 谷 彰 子



請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙自動車目録記載の自動車について、移転登録手続をせよ。
 - 2 被告は、原告に対し、別紙自動車目録記載の自動車について、自動車検査証の所有権変更記入申請手続をせよ。
 - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び第3項につき仮執行宣言を求める。

請求の原因

- 1 被告は原告に対し、平成17年10月10日、別紙自動車目録記載中古自動車1台（以下「本件自動車」という）（甲1）を代金1,302,300円にて売渡し、原告はこれを買受けた。（以下「本件売買契約」という。）（甲2）
- 2 同日原告は訴外株式会社ジャックス（以下ジャックスという）に対し本件自動車の売買代金のローンを申し込み（甲3）同年10月20日ジャックスはこれを承諾し同年10月30日被告は代金全額を受領し原告は本件自動車の引渡しを受けた。
- 3 原告は、平成19年12月26日前項ローン代金を全額弁済し、完全な所有権を取得した。
- 4 しかるに被告は、原告に対し、本件自動車の移転登録手続きをしない。
- 5 自動車については、登録制度のほかに道路運送の安全確保を目的とした自動車検査制度（車検制度）があり、両制度が相まって運用されている。そのため、所有権移転登録手続きを行う場合には、自動車検査証の所有権変更記入申請手続きも当然に付随して行わなければならないところ（道路運送車両法67条）、北海道運輸局札幌運輸支局は両制度の一体性から、判決の主文に「自動車検査証の所有権変更記入申請手続きをせよ」という一文の追加を求める姿勢である。そのため、原告は請求の趣旨第2項の判決を求めるものである。
- 6 よって、原告は被告に対し、本件自動車の移転登録手続き及び自動車検査証の所有権変更記入申請手続きを求める。

自動車目録

自動車登録番号 [REDACTED]

登録年月日 [REDACTED]

初年度登録 [REDACTED]

自動車の種別 小型

用途 乗用

自家用・事業用の別 自家用

車体の形状 ステーションワゴン

車名 トヨタ

型式 GF-SR50G

所有者の氏名 [REDACTED]

所有者の住所 [REDACTED]

使用者の氏名 [REDACTED]

使用者の住所 [REDACTED]